

長期収載品の選定療養の取扱いについて

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく診療・調剤においては、長期収載品の選定療養の規定が適用されないため、長期収載品の処方を希望した場合の特別の料金は発生しません。これまでどおり公害健康被害被認定患者の自己負担はありません。

(環境省より)

長期収載品の選定療養について、令和6年7月12日付厚労省保険局医療課事務連絡「長期収載品の処方等又は調剤の取扱いに関する 疑義解釈資料の送付について(その1)」の問11において、「国の公費負担医療制度の対象となっている患者が長期収載品を希望した場合についても、他の患者と同様に、長期収載品の選定療養の対象となる」とされているが、公害健康被害の補償等に関する法律(以下「公健法」という。)に基づいて給付される公害医療は医療保険制度とは別に給付されるものであり、選定療養費は公健法の給付では規定されていない。このため、照会の問11の適用を受けるものではなく、従来どおり自己負担なしの取扱いとなる。

上記に伴い、次の加算について、算定不可となる場合がありますので、注意してください。

【特定薬剤管理指導加算 3 (口)】

算定要件

- ① 後発医薬品が存在する先発医薬品であって、一般名処方又は銘柄名処方された医薬品について、選定療養の対象となる先発医薬品を選択しようとする患者に対して説明を行った場合 → 算定不可
- ② 医薬品の供給の状況が安定していないため、調剤時に前回調剤された銘柄の必要な数量が確保できず、前回調剤された銘柄から別の銘柄の医薬品に変更して調剤された薬剤の交付が必要となる患者に対して説明を行った場合 → 算定可

※ 特定薬剤管理指導加算 3 (口) を算定する場合は、レセプトの摘要欄に算定理由の記載をお願いします。